

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 6年 4月16日

名古屋地方裁判所岡崎支部執行係

裁判所書記官 大河内 真 澄

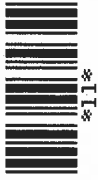
別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 6年 5月 9日 午前 9時00分から 令和 6年 5月16日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 6年 5月23日 午前10時00分 場 所 名古屋地方裁判所岡崎支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 6年 6月 5日 午後 1時00分 場 所 名古屋地方裁判所岡崎支部執行係
特別売却 実施期間	令和 6年 5月29日 午前 9時00分から 令和 6年 5月29日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の指定口座に金銭を振り込んだ旨の保管金受入手 続添付書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、 全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫 の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付 した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許 可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 6年 4月16日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和5年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1, 2	10,780,000 8,624,000	一括	2,156,000	74,841	19,556
1	3,230,000				
2	7,550,000				
備考					



## 物 件 目 録

- 1 所 在 高浜市青木町九丁目  
地 番 1 番 1 3 5  
地 目 宅地  
地 積 1 4 7 . 1 7 平方メートル
- 2 所 在 高浜市青木町九丁目 1 番地 1 3 5  
家屋 番号 1 番 1 3 5  
種 類 居宅・車庫  
構 造 鉄筋コンクリート・木造瓦葺3階建  
床 面 積 1階 4 4 . 4 0 平方メートル  
2階 8 1 . 9 8 平方メートル  
3階 8 2 . 8 1 平方メートル
- (現況)
- 床 面 積 1階 4 4 . 4 0 平方メートル  
2階 約 8 9 . 4 8 平方メートル  
3階 8 2 . 8 1 平方メートル



## 物 件 明 細 書

令和 6年 3月 4日

名古屋地方裁判所岡崎支部執行係

裁判所書記官 坂 井 広 和

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者らが占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 高浜市青木町九丁目  
地 番 1番135  
地 目 宅地  
地 積 147.17平方メートル
- 2 所 在 高浜市青木町九丁目 1番地135  
家屋 番号 1番135  
種 類 居宅・車庫  
構 造 鉄筋コンクリート・木造瓦葺3階建  
床 面 積 1階 44.40平方メートル  
2階 81.98平方メートル  
3階 82.81平方メートル
- (現況)
- 床 面 積 1階 44.40平方メートル  
2階 約89.48平方メートル  
3階 82.81平方メートル



令和 5 年(ケ)第 71 号

令和 6 年 1 月 12 日受理

令和 6 年 2 月 1 日提出

# 現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所 岡崎支部

執行官 池 上 浩 美

物 件 目 録

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在   | 高浜市青木町九丁目  |
|   | 地 番   | 1番135  |
|   | 地 目   | 宅地   |
|   | 地 積   | 147.17平方メートル                                       |
|   | 共有者   | 持分50分の21   |
|   | 共有者   | 持分50分の29   |
| 2 | 所 在   | 高浜市青木町九丁目 1番地135                                   |
|   | 家屋 番号 | 1番135  |
|   | 種 類   | 居宅・車庫  |
|   | 構 造   | 鉄筋コンクリート・木造瓦葺3階建                                   |
|   | 床 面 積 | 1階 44.40平方メートル<br>2階 81.98平方メートル<br>3階 82.81平方メートル |
|   | 共有者   | 持分50分の21   |
|   | 共有者   | 持分50分の29   |





関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■ B(物件1, 2土地建物所有(共有者))</p>	<p>1 物件1, 2土地建物(以下「本件物件」という。)の相共有者Aは私の夫です。</p> <p>2 物件2建物は、私たち夫婦と長男家族の合計5人が住んでおり、同建物内で犬や猫は飼っておらず、第三者に貸している部分もありません。</p> <p>3 物件2建物は、雨漏りする箇所、水回りの不具合箇所及び白蟻による侵食被害等はありません。また、同建物内で事件・事故が起きたこともありません。</p> <p>4 物件2建物では、市の上水を使用しています。下水は浄化槽、ガスは都市ガスです。前の道路に下水管は埋設されていますが、接続工事はしていません。</p> <p>5 物件2建物には未登記増築部分はなく、同建物2階のサンルーム部分(未登記部分)も当初からあるものです。</p> <p>6 物件1土地は、境界で問題になったことはなく、同土地と概ね北西側に接する道路(地番30)との境界は両者間にある側溝付近であると理解していますので、自動販売機は物件1土地上に設置されていると思っています。高浜市から自動販売機のことや境界に関して指摘されたことはありません。</p>
<p>■ C(Aの破産管財人)</p>	<p>1 本件物件中、Aの持分に関しては、私が破産管財人の管財業務の一環として、破産者Aを居住させて管理して占有しています。</p> <p>2 本件については、破産財団から放棄することを検討していません。</p>
<p>■ 当庁破産係書記官</p>	<p>1 Aの破産事件において、現時点で本件物件は破産財団から放棄とはなっていません。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、別紙配置図、建物間取図(概略)及び添付写真のとおりであり、物件1土地は概ね北西側並びに概ね南西側がそれぞれ道路に接する土地で、同土地に物件2建物が建てられている。なお、同土地にその余の敷地部分は殆どない。
- 2 物件2建物の占有状況は、関係人の陳述及び現認した状況から2枚目に記載のとおり認定した。なお、同建物を第三者が占有する徴表は認められなかった。
- 3 物件2建物の状況は、同建物は築24年目の建物であり、室内外には経年に相当する汚れ、傷み等の劣化が認められる。なお、壁に穴が開いている等の大きな損傷は認められないが、LDKの床の変色の程度は激しく、その範囲も広い。
- 4 物件1土地の境界については、同土地に関する地積測量図が存在し、別紙配置図の青丸付近に境界標が確認できたこと及びその他現認した状況から特に争いは生じていないものと思料する。しかし、物件2建物のウッドデッキの屋根部分は道路(地番1-84)に越境している可能性があると思料する。また、自動販売機及び浄化槽については、関係人は、側溝付近が境界であると理解している旨及び自動販売機は物件1土地に設置されている旨述べているが、別紙配置図の赤線で囲まれた部分が同土地の範囲であると思われることから、自動販売機は道路(地番30)上に設置されているものと思料する。また、浄化槽の一部についても同様に同道路に越境している可能性があるものと思料する。
- 5 他に占有権原を推認し得る資料は見当たらなかった。

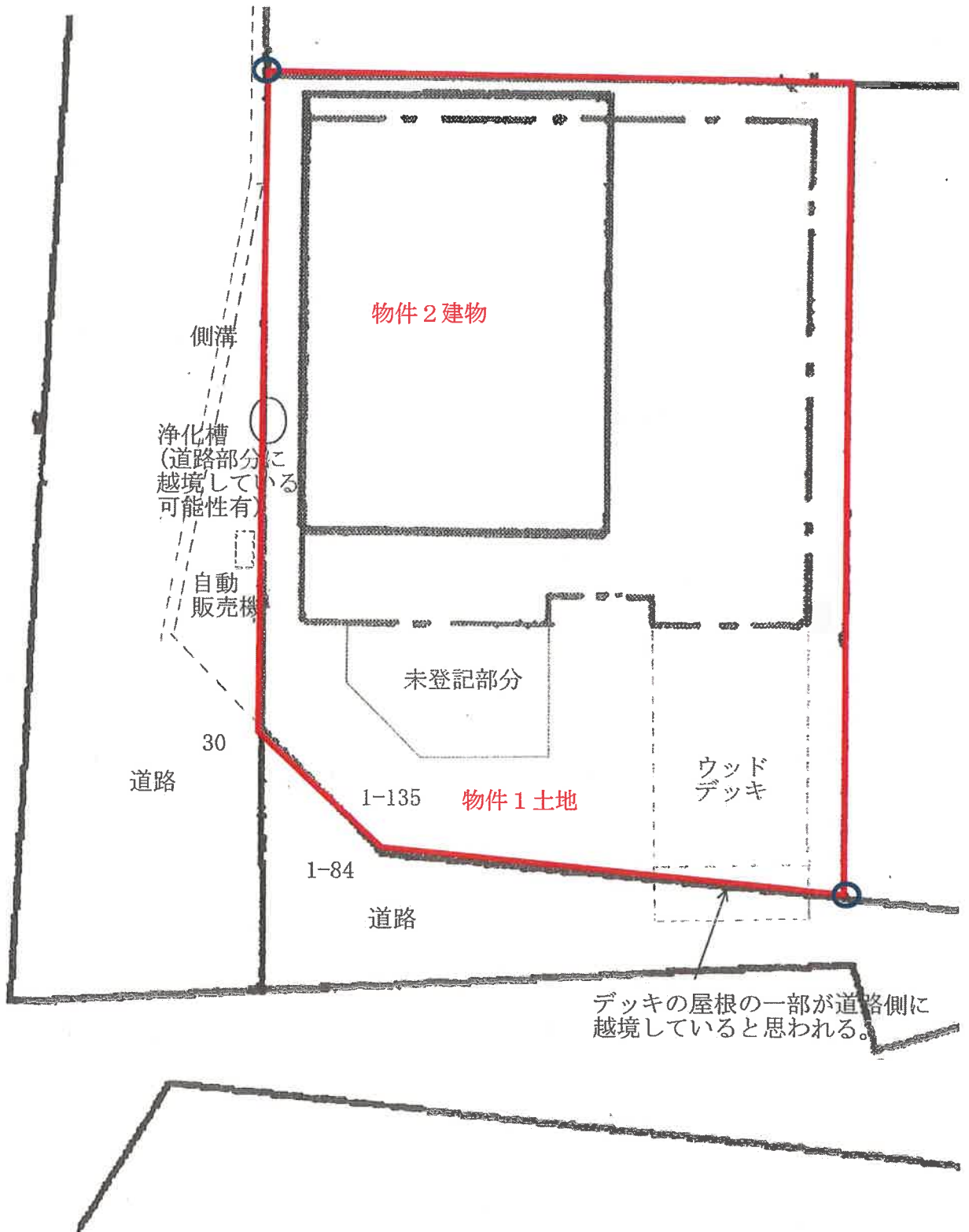
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年1月12日(金) 11:30-11:40 13:20-13:30 14:30-14:40	名古屋法務局 岡崎支局 当庁 目的物件所在地	公図, 土地建物登記事項証明書申請  Bから事情聴取(電話)及びBに通知書送付 目的物件確認, 外観写真撮影, 物件1土地調査
6年1月15日(月) 12:00-12:05	当庁	破産管財人Cから事情聴取(電話)
6年1月30日(火) 16:20-16:45	目的物件所在地	目的物件確認, 室内外立入調査, 写真撮影, Bから事情聴取(評価人同行)
6年1月31日(水) 8:30-8:40	名古屋法務局 豊橋支局	土地登記事項証明書申請
6年2月1日(木) 8:40-8:42	当庁	当庁破産係書記官から事情聴取
(特記事項) <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。  <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人を立ち合わせ, 解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。  <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 <input type="checkbox"/>		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

( 5 枚目)

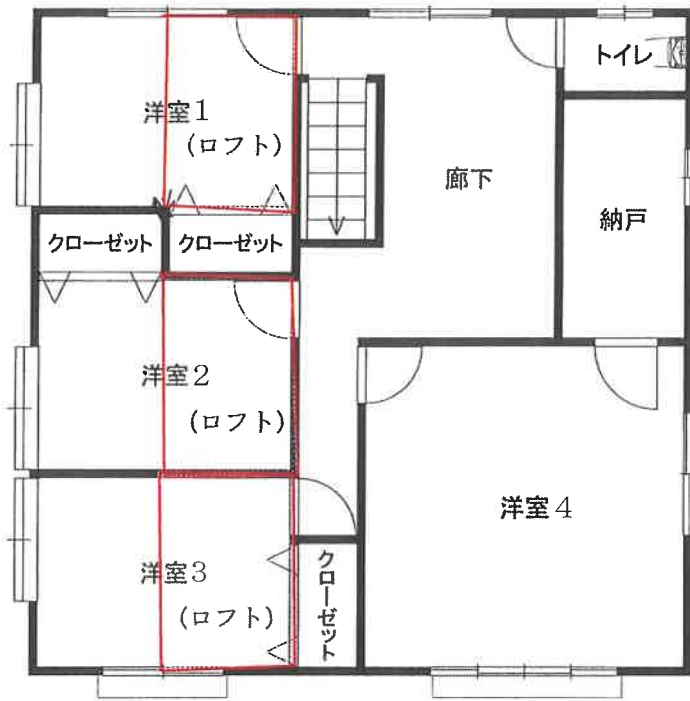
# 土地建物配置図(概略)



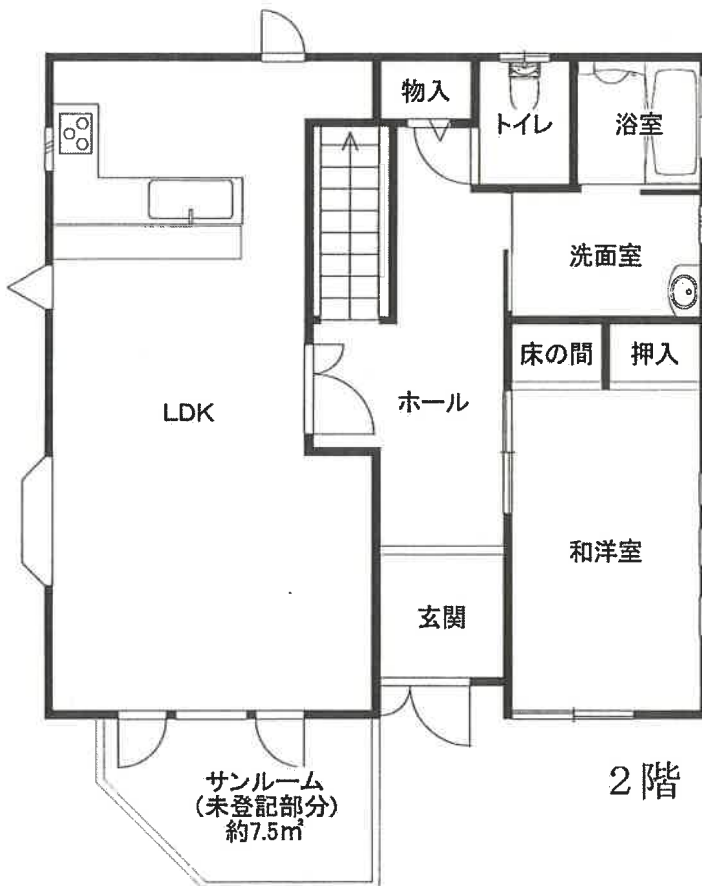
※ ○は境界標を示す。

令和5年(ケ)第71号

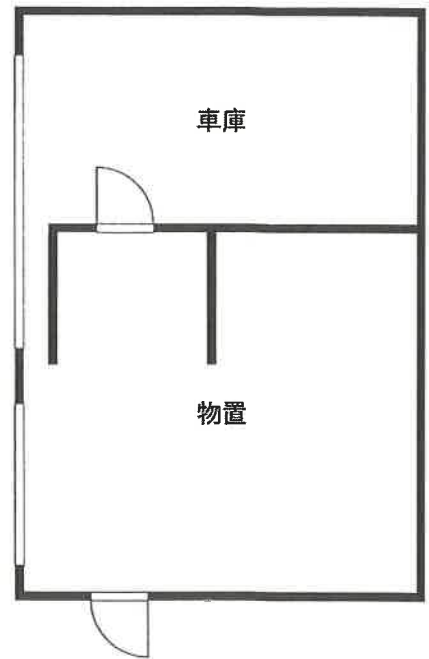
# 建物間取図(概略)



3階



2階



1階



写真1 物件2建物 道路(1-84)に越境していると思われるウッドデッキの屋根



道路(30)上にあると思われる自動販売機 物件1土地

写真2 物件2建物 1階室内(物置)



写真3

物件2 建物

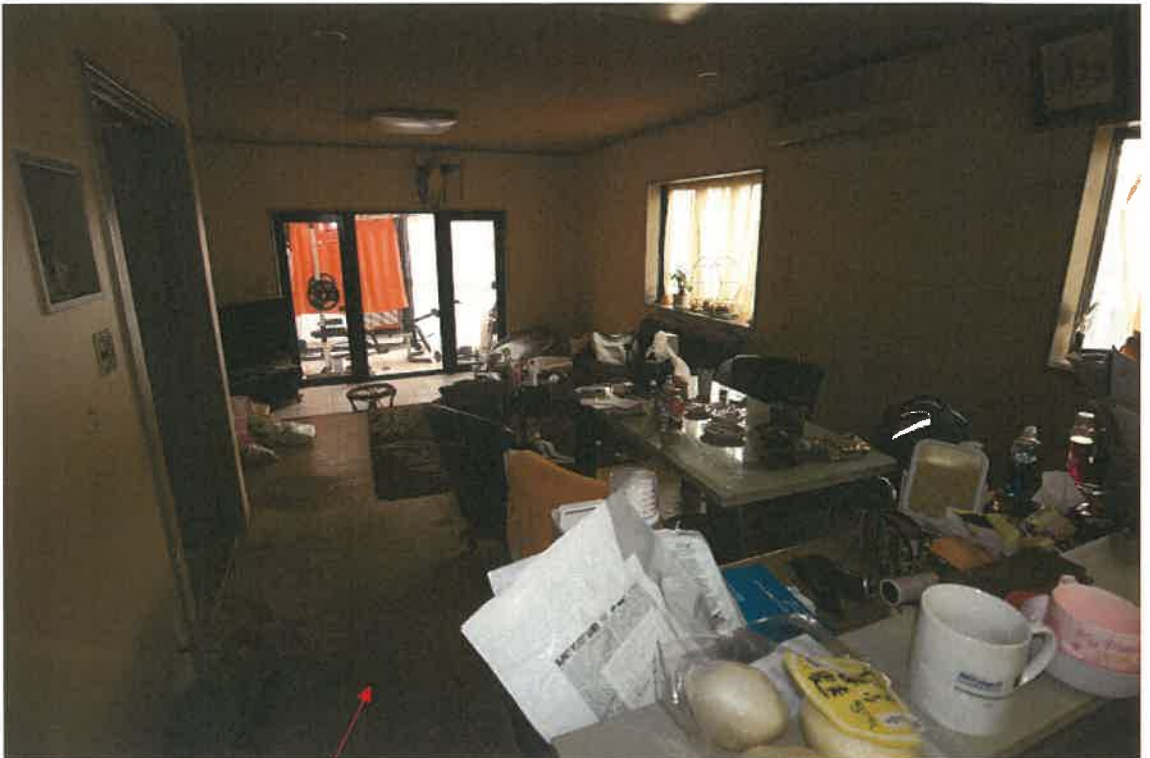
1階室内(車庫)



写真4

物件2 建物

2階室内(LDK)



床の変色



写真5

物件2建物

2階室内(LDK)



写真6

物件2建物

2階室内(未登記部分・サンルーム)



写真7

物件2建物

2階室内(和洋室)



写真8

物件2建物

2階室内(浴室)





写真9

物件2建物

3階室内(洋室1)



写真10

物件2建物

3階室内(洋室4)



令和 5年 (ケ) 第 71号  
令和 6年 1月15日 受理  
令和 6年 1月30日 現地調査  
令和 6年 2月11日 評価  
発行番号 24-0103号

名古屋地方裁判所岡崎支部 御中

## 評 価 書

評価人 不動産鑑定士

福 岡 洋 介

## 第1 評価額

一 括 価 格	
金10,780,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金3,230,000円
物件2(建物)	金7,550,000円

- ① 一括価格は、物件1・2の各不動産について一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関等で公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地番 地目 地積	高浜市青木町九丁目 1番135 宅地 147.17m <sup>2</sup>	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	高浜市青木町九丁目 1番地135 1番135 居宅・車庫 鉄筋コンクリート・木造瓦葺3階建 1階 44.40m <sup>2</sup> 2階 81.98m <sup>2</sup> 3階 82.81m <sup>2</sup>	下記参照
番号	特記事項		
2	2階部分に未登記部分約7.5m <sup>2</sup> が見られた。 2階床面積：81.98m <sup>2</sup> ＋約7.5m <sup>2</sup> ≒89.48m <sup>2</sup>		

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	名鉄三河線「三河高浜」駅の南西方道路距離約1km (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	高浜市西部に位置する戸建住宅中心とした住宅地域	
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 準工業地域 60% 200% ————— —————
画地条件	地積 147.17㎡ 間口 約14m、奥行 約10m 形状 ほぼ長方地	
接面道路の状況	北西側幅員約5m、南西側幅員約5mの舗装市道（建築基準法第42条1項1号道路）に接面する角地である。	
土地の利用状況等	物件1土地は物件2建物の敷地として利用されている。	
供給処理施設(敷地内引込の有無を基準としている)	上水道 あり ガス配管 あり 下水道 引込可（現況浄化槽）	
土壤汚染の可能性の調査	土壤汚染の可能性について調査したところ、有害物質特定施設の届出はなく、過去の登記事項証明書記載事項、住宅地図等から、土壤汚染の可能性については、特に確認出来なかった。	
特記事項	<p>① 物件1土地の北西側部分に自動販売機及び浄化槽が設置されている部分が有るが、所有者への聞取りでは物件1の土地に含まれている認識との事であった。しかし高浜市役所土木Gでの確認によれば、当該部分は高浜市道の一部と考えられるとのことであり、浄化槽は道路部分に越境している可能性が有るものと思われる。</p> <p>② 南西側道路面には、高さ約2m程度の擁壁が設置されている。</p> <p>③ 愛知県「まっぷあいち」の水害情報マップによれば、対象物件周辺は、河川洪水浸水想定区域図において想定最大浸水深3.0m未満程度が想定されている。また、高浜市高潮ハザードマップによれば、高潮浸水想定区域図において想定最大浸水深3.0m未満程度が想定されている。</p>	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日(登記記載)	平成12年7月26日新築
	経 過 年 数	約24年
	経済的残存耐用年数	約5年
仕 様	構 造	鉄筋コンクリート・木造3階建
	屋 根	瓦葺
	外 壁	サイディング
	内 壁	クロス、ボード等
	天 井	クロス、ボード等
	床	フローリング、畳等
	設 備	追炊き・湯はり機能付風呂、温水便座、モニター付き インターホン、システムキッチン等
	そ の 他	——
床面積(現況)	延べ床面積：209.19㎡＋約7.5㎡≒216.69㎡ 未登記部分：2階部分に約7.5㎡有り	
現況用途等	現況用途	居宅・車庫
	間 取 り	5LDK (附属資料 建物間取図(概略)のとおり)
品 等	普通	
保守管理の状 態	普通	
建物の利用状 況	「現況調査報告書の記載のとおり」	
特 記 事 項	<p>① 建築年から推測すると、アスベスト含有建築材等の使用に留意が必要である。</p> <p>② 保守管理の状況は、経年相応の状態である。</p> <p>③ 対象建物の玄関は2階部分にあり、道路面からは階段を上がっていく配置となっている。</p> <p>④ ウッドデッキの屋根の一部が、道路側に越境している可能性がある。</p> <p>⑤ 未登記部分が存するため、建ぺい率が超過している可能性がある。</p>	



## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### (1) 建付地価格 (物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	73,800	1.05	147.17	0.90	10,260,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。(以下同じ)

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示等 高浜-1

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 82,800 \text{ 円/㎡} & \times & 103.5 / 100 & \times & 100 / 101 & \times & 100 / 115 & = & 73,800 \text{ 円/㎡} \\ & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)} \end{array}$$

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標 準 化 補 正 : 方位(1.01)

◇ 地 域 格 差 : 交通、環境条件格差等を考慮。

イ 個別格差: 角地(1.05)

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建付減価: 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

#### (2) 建物価格 (物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	198,000	216.69	0.16	6,860,000

ウ 現価率: 耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\begin{aligned} \cdot \text{現価率} &= [ \text{残価率 } 3 \% + (1 - \text{残価率 } 3 \% ) \times \{ \text{経済的残存耐用年数 } 5 \text{ 年} / (\text{経済的残存} \\ &\quad \text{耐用年数 } 5 \text{ 年} + \text{経過年数 } 24 \text{ 年}) \} ] \times (1 - \text{観察減価等 } 20 \%) = 0.16 \end{aligned}$$

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### (1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	10,260,000	0.50	法定地上権	5,130,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

### (2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権 等価格の控 除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 (円) ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評 価 額 (円)  {(ア±イ)-ウ} ×エ×オ
1	10,260,000	- 5,130,000	/	0.90	0.70	3,230,000
2	6,860,000	+ 5,130,000	0	0.90	0.70	7,550,000
一括価格 (合計)						10,780,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：1階部分の浄化槽、ウッドデッキの屋根が道路部分に越境している可能性、アスベスト利用の可能性及び建ぺい率が超過している可能性が有る建物等の市場性を考慮。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

地価公示価格等 (高浜-1)

所 在：高浜市青木町8丁目3番90

価 格：82,800 円/m<sup>2</sup>

位 置：名鉄三河線「高浜港」駅から道路距離約500m

価 格 時 点：令和5年1月1日

地 積：宅地 161 m<sup>2</sup>

供給処理施設：水道・下水・ガス

接 面 街 路：北東側6m市道に接面

用 途 指 定 等：市街化区域・第一種住居地域(建ぺい率60%、容積率200%)

地 域 の 概 要：中規模一般住宅が建ち並ぶ新興住宅地域

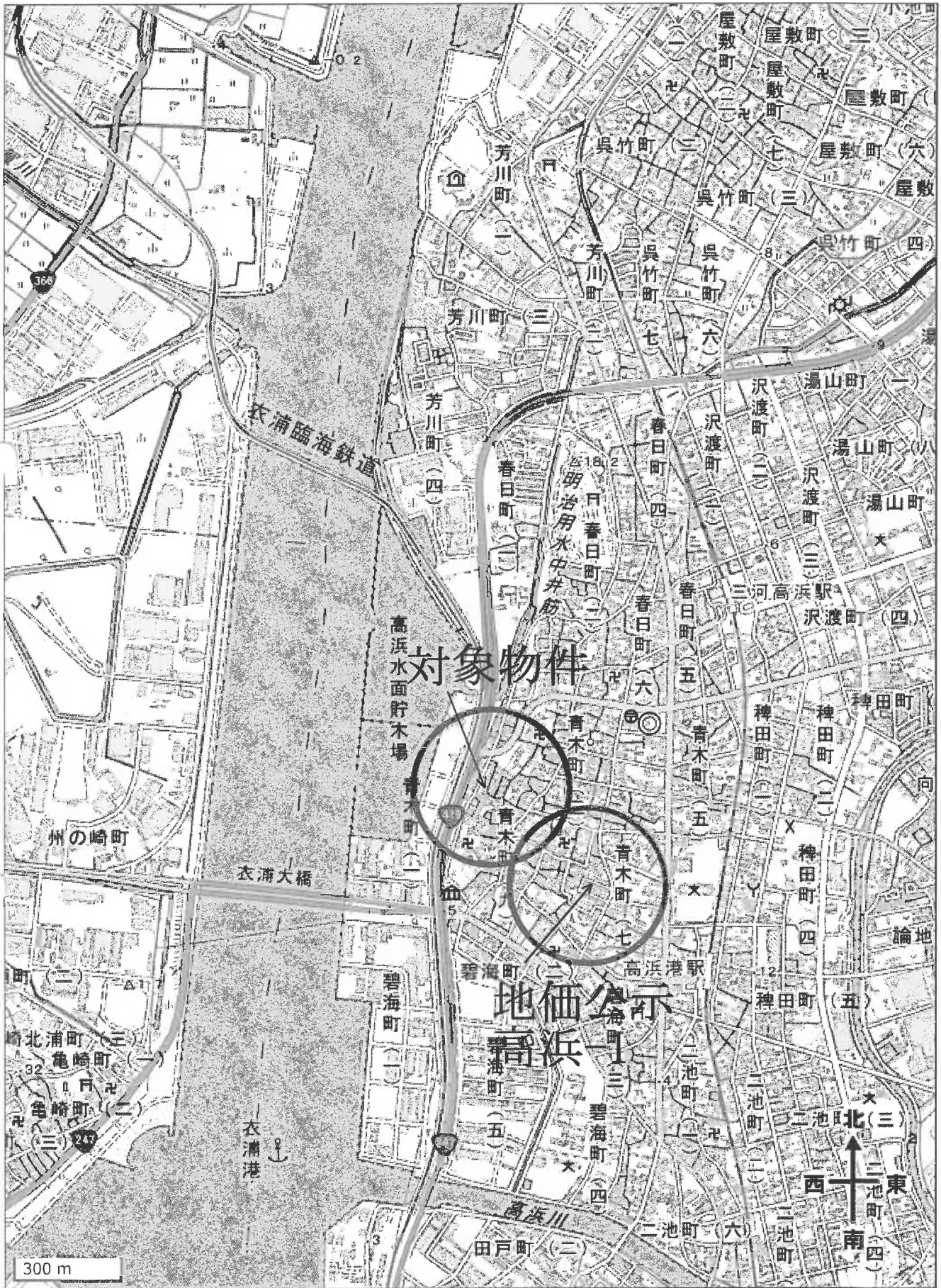
## 第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 近隣案内図
- 3 土地建物配置図(概略)
- 4 公図写
- 5 地積測量図写
- 6 建物図面・各階平面図写
- 7 建物間取図(概略)
- 8 現況写真

以 上

# 附 属 资 料

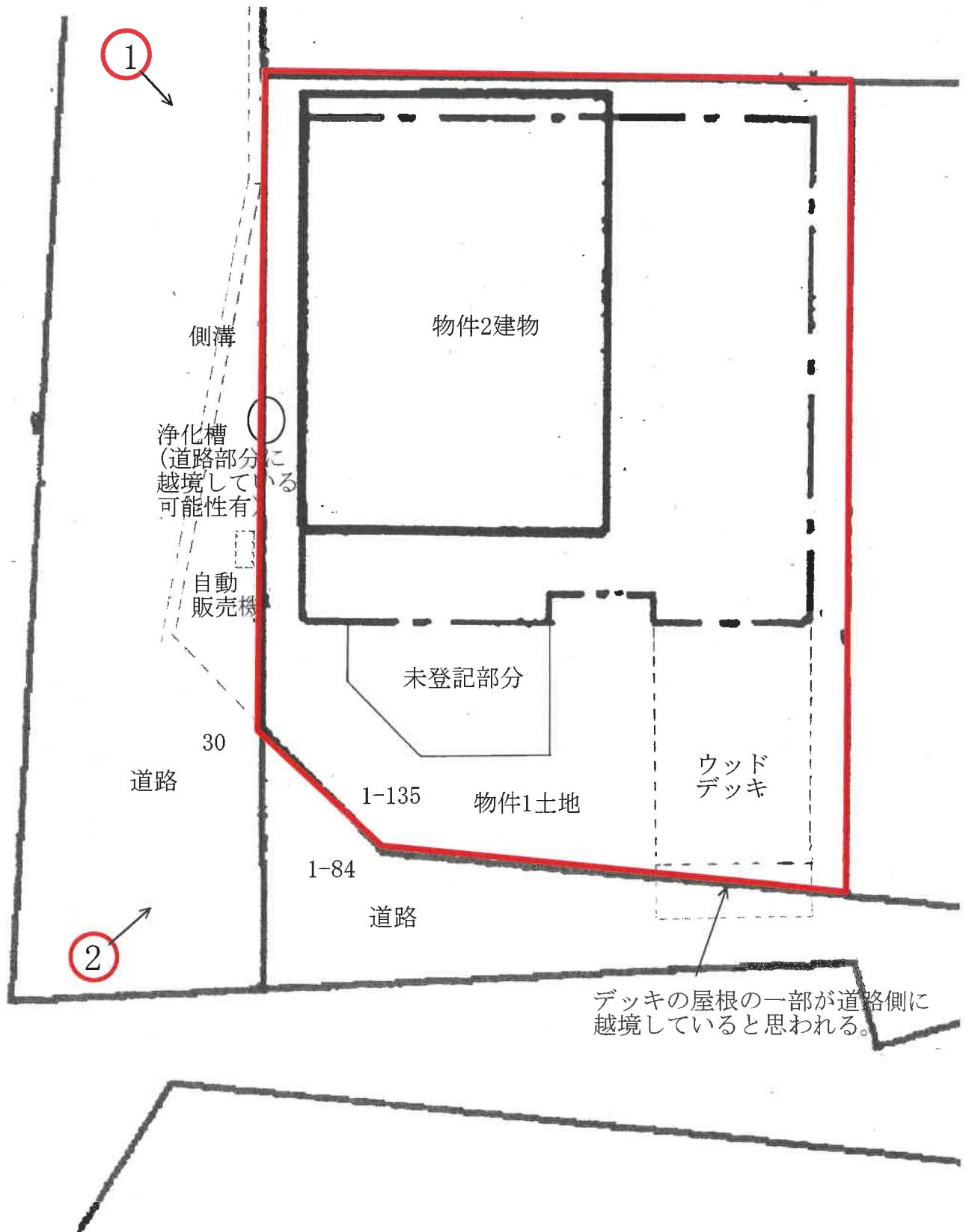
1. 位 置 图
2. 近 隣 案 内 图
3. 土 地 建 物 配 置 图 (概 略)
4. 公 图 写
5. 地 積 測 量 图 写
6. 建 物 图 面 ・ 各 階 平 面 图 写
7. 建 物 間 取 图 (概 略)
8. 現 況 写 真



位置図



近隣案内図

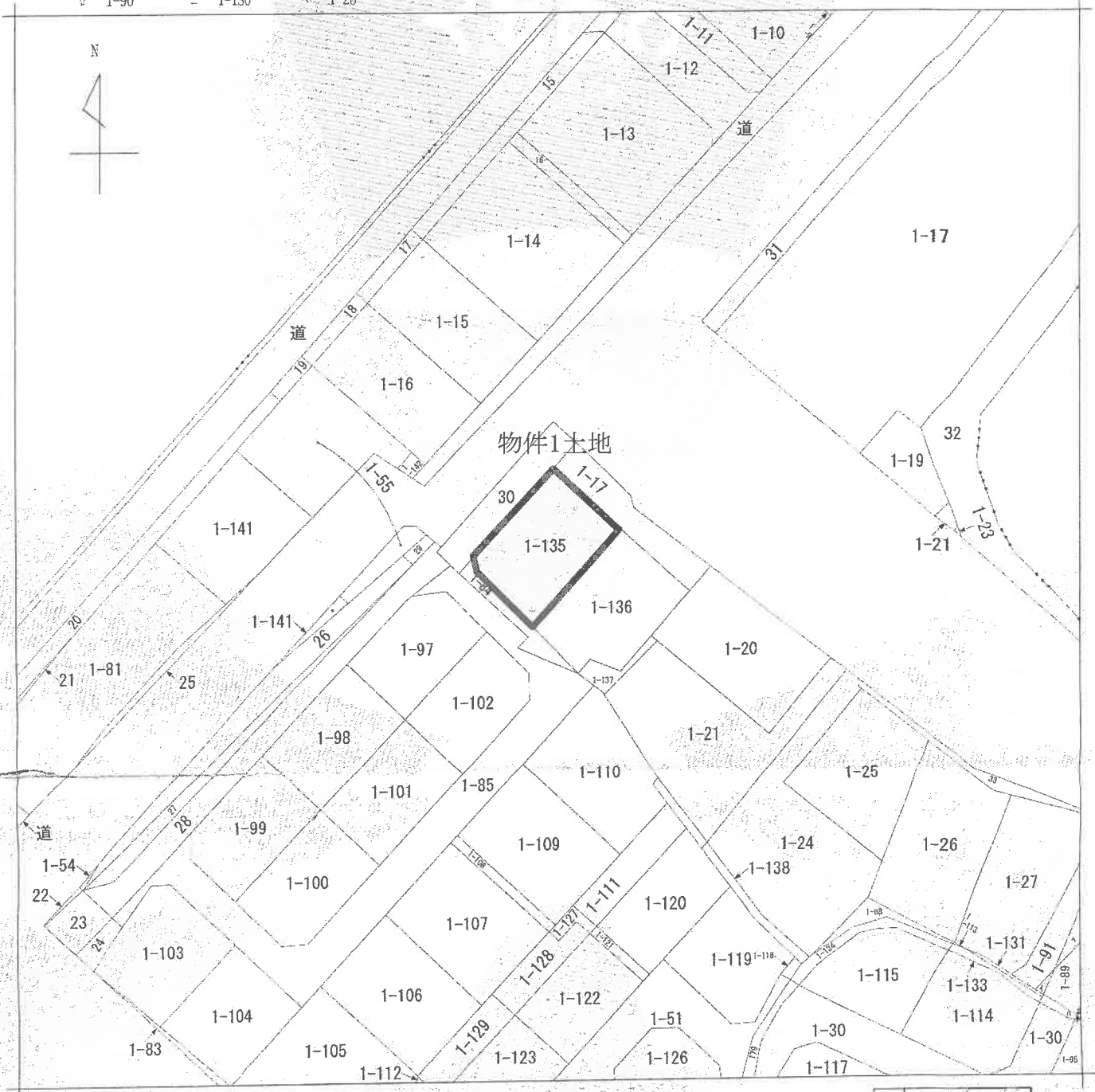


○→は撮影方向を示す

土地建物配置図(概略)



イ 1-80      ハ 178      キ 1-132  
 ロ 1-90      ニ 1-130      ケ 1-28



物件1土地

1-135

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	高浜市青木町九丁目		地番	1番135		
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系又は番号は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	平成3年1月1日		備付年月日(原図)			補事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。  
 (名古屋法務局刈谷支局管轄)

A 4判に縮小

請求番号 : 28-1  
 (1/1)

公 図 写



登記年月日：平成11年1月20日

8010065

前1-17 後・新

地積測量図

地番 1-135, 1-136, 1-17

土地の所在 高浜市青木町九丁目

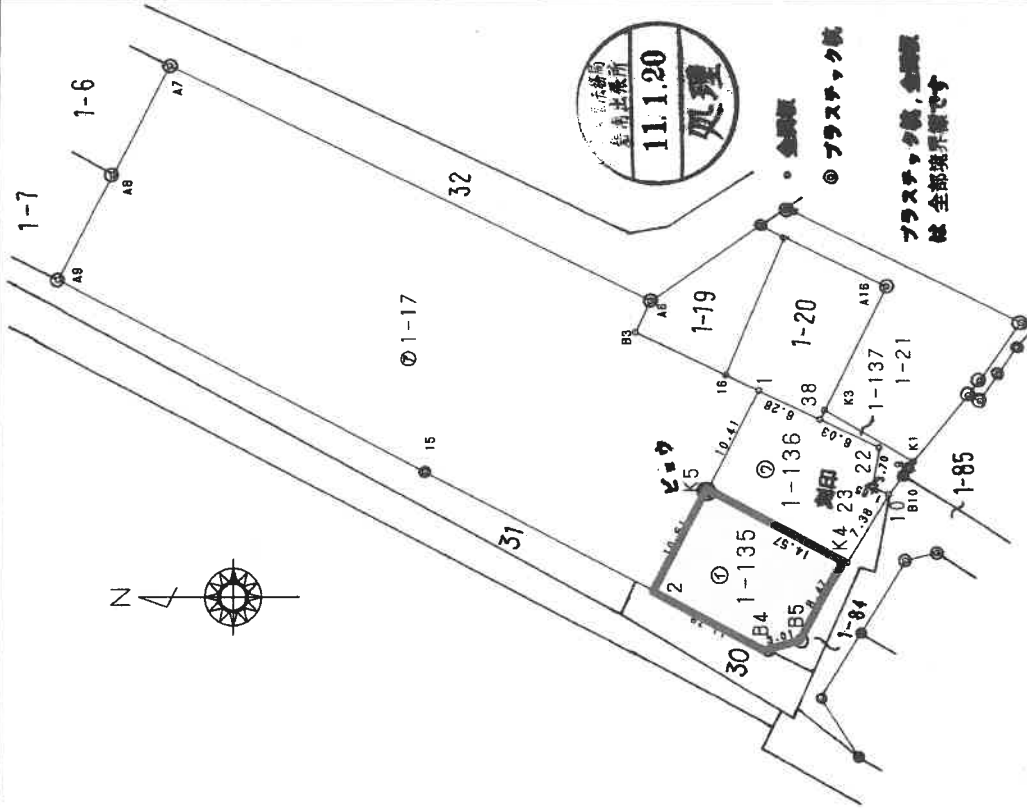
求積表

地番	X <sup>n</sup>	Y <sup>n</sup>	Y <sup>n+1</sup> - Y <sup>n-1</sup>	X <sup>n</sup> × (Y <sup>n+1</sup> - Y <sup>n-1</sup> )	Y <sup>n</sup> × (X <sup>n+1</sup> - X <sup>n-1</sup> )
NO.	1-135				
K4	94.720	7.542	13.909	1317.460480	-290.197600
K5	107.680	14.197	-2.695	-1656.957611	465.027118
2	112.481	4.847	-14.731	-800.360056	147.1708965
B4	102.002	-0.534	-4.559	-465.027118	800.360056
B5	99.106	0.288	8.076	800.360056	-294.341793
合計				147.1708965	147.17
坪数					44.51

地番	X <sup>n</sup>	Y <sup>n</sup>	Y <sup>n+1</sup> - Y <sup>n-1</sup>	X <sup>n</sup> × (Y <sup>n+1</sup> - Y <sup>n-1</sup> )	Y <sup>n</sup> × (X <sup>n+1</sup> - X <sup>n-1</sup> )
NO.	1-136				
10	90.897	13.862	7.012	637.389764	401.854106
23	92.398	14.554	4.347	571.728765	510.812226
22	91.785	18.209	6.229	571.728765	-677.844292
38	97.242	20.783	5.253	510.812226	-1714.265600
1	102.922	23.462	-6.586	-677.844292	-31.731200
K5	107.680	14.197	-15.920	-1714.265600	-302.276231
K4	94.720	7.542	-0.335	-31.731200	151.1381155
合計				-302.276231	151.13
坪数					45.71

合計面積 298.3090120 m<sup>2</sup>

地番	面積	用途
1-17	298.3090120	雑地
1636.934318	1338.6253060	雑地
合計	1338.62	m <sup>2</sup>



作製者

(会員専用)

A4判に縮小

地積測量図写

申請人

2 1/500

登記年月日：平成12年8月11日

### 3011057 各階平面図

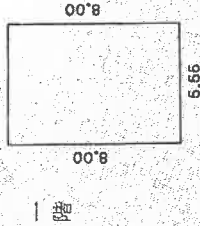
家屋番号 1番135

### 建物図面

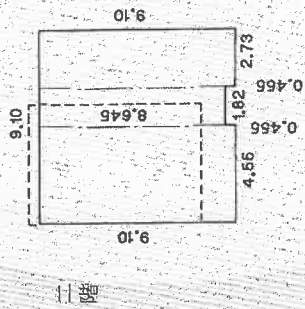
建物の所在 高浜市青木町九丁目1番地135

(単位 = m・㎡)

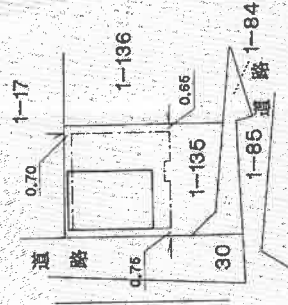
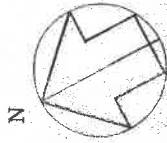
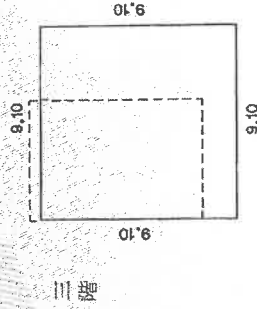
一階  
 (求積)  $8.00 \times 5.55 = 44.4000$



二階  
 (求積)  $9.10 \times 4.55 = 41.4050$   
 $9.10 \times 2.73 = 24.8430$   
 $8.645 \times 1.82 = 15.7339$   
 計 81.9819



三階  
 (求積)  $9.10 \times 9.10 = 82.8100$



物件2建物



申請人

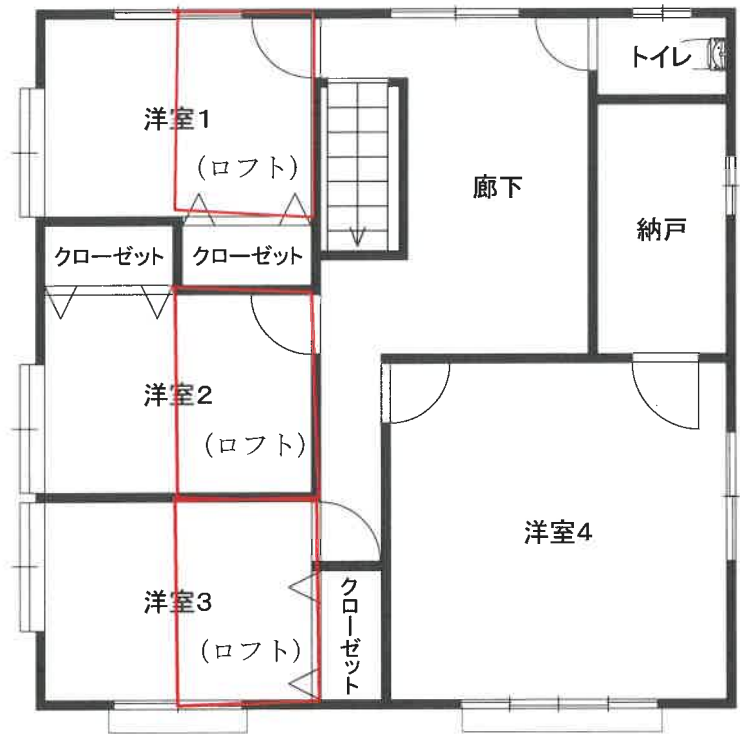
作製者

(会員専用)

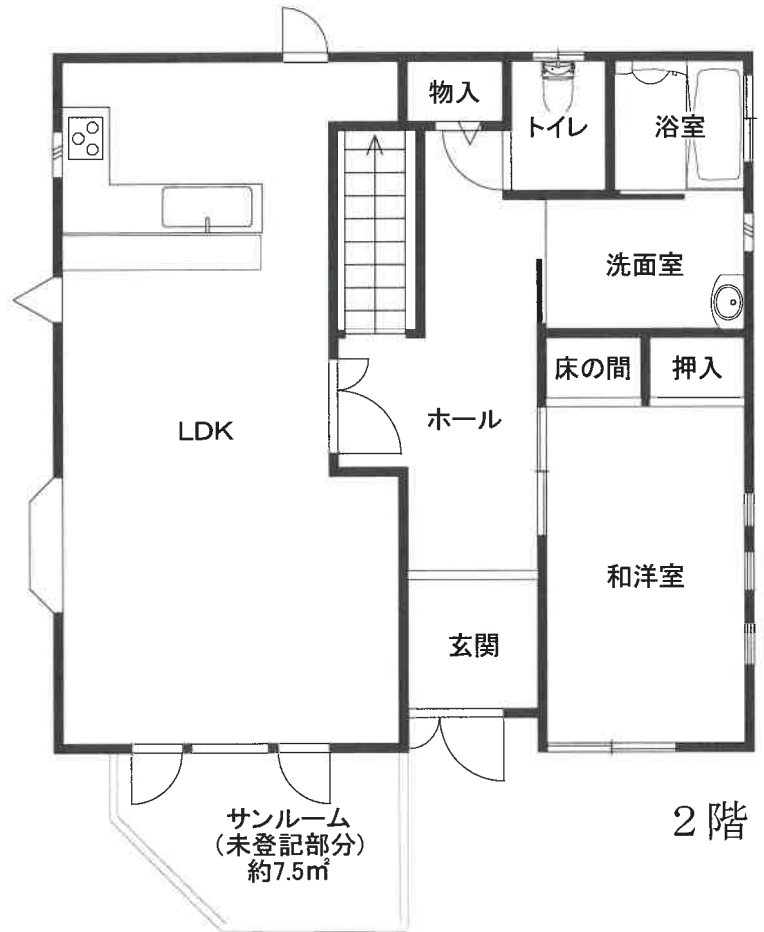
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
 (名古屋法務局刈谷支庁管轄)  
 令和5年3月2日 名古屋法務局 登記官

A4判に縮小

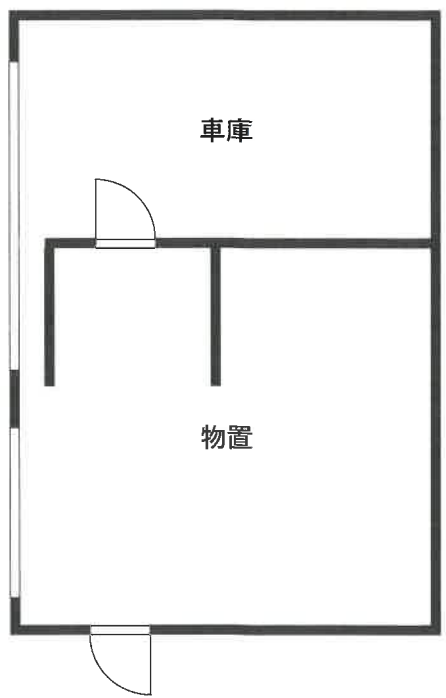
# 建物図面・各階平面図写



3階



2階



1階

### 建物間取図(概略)



1



2

現況写真